

匹敵するのは、最近注目されている夏型牧草のギニアグラスぐらいで、数少ない抵抗性作物である。

一方、里芋栽培では、栽培開始時の線虫密度を数頭レベルにする必要があるが、1000頭以上の時は、対抗植物の1回の栽培のみではこの水準に低下させられないので、2年続けて対抗植物を栽培する必要がある。しかし、ミナミユタカー落花生と結合すると、まずミナミユタカで40頭に低下し、落花生で3頭以下になる。これから明らかなように最初の線虫密度がいかなるものであっても、この体系で十分低い水準に落とすことができる。このように第1図は、各種の作付体系によって線虫密度が変化する様子を理論的に予測することを可能にするものである。里芋の線虫加害は極端なため、その防除には特別な作付体系が必要であるが、他の作物では加害を受ける線虫密度の許容範囲がもう少し広く、ミナミユタカ程度の線虫抑制力で十分効果を示す。従って、圃場の線虫クリーニング・クロップとしての役割を広範に利用することができる。

5) 気候風土と甘藷の未来

近年、アトピー性の疾患を示す子供が顕著に増加している。その遠因として食事の変化を疑わねばならないであろう。誰もが容易に認めうる動物性食品の増大、それに、食品の単純化と食品の質の低下などである。食品の単純化は一見して逆のように感じられるであろうが、現在の主穀が米と小麦、野菜にキャベツとレタスなど極端に偏っていることを思い浮かべれば明らかであろう。現在の豊富な食品群が、色、形、味付けで見せかけの豊かさを演じ、嗜好がそれに合うように変化させ

られてきているのではないか。農業生産における大規模、単純化、オールシーズン化は必然的に多量の農薬、肥料の使用と結び付き、生産物の安全性や養分バランスのくずれが懸念され、食品としての基本的な質が本当に確保されているかとの疑問を生じさせる。国際交流が盛んになったとはいえ、日本人の体が日本の気候風土に適応してきている以上、日本の気候風土に適した嗜好を育て、質の高い食品生産基盤を確保することが、我々農業関係者の責務ではなかろうか。このような役割の中で、甘藷の食品としての健全性とクリーニング・クロップとしての重要性を生かす技術開発に農業研究者として少しでも貢献できることを願いつつ筆をおく。

常識法話

——〇〇 土地を借りる権利 〇〇——

他人の土地を使う権利を、庶民の意識では、「借地権」と思いこんでいる。大きな間違いで、借地権ということのできる権利は、地上に家を建築する約束で借り、しかも地代を払って使用する場合だけに限るのである。同じ建物をたてても、地代を払わない場合は使用貸借権というのである。

他人の土地を借りても、家を建てずに、青空駐車にしたり、材料置場に使う場合は、たとえ賃料を払っても、それは賃借権と称し、また耕作する場合は小作権というのである。

こういうわけで、物権では地上権、地役権、永小作権、温泉利用権、債権では賃借権、借地権、使用貸借権、小作権等あって、それぞれ内容、期限、地代、賃料、支払方法、解除条件等が違うのであるから、自分の権利の実態を明らかにして、議論して欲しい。